

介護資格・経験を また活かして みませんか?

> 再就職のための 準備金を無利子で お貸しします!



離職した介護人材の

手が準備金貨制度の登録的

貸付 上限額

40万円

無利子

(1人あたり1回限り)

■貸付対象経費

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
 - ②介護に係る情報収集や講習会参加費、国家試験の受験手数料ま たは参考図書等の購入費
 - ③介護職員等として働く際に必要となる被服費
 - ④敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車またはバイク等の購入費 など

返還の 免除要件

2年間勤務で全額返還免除!

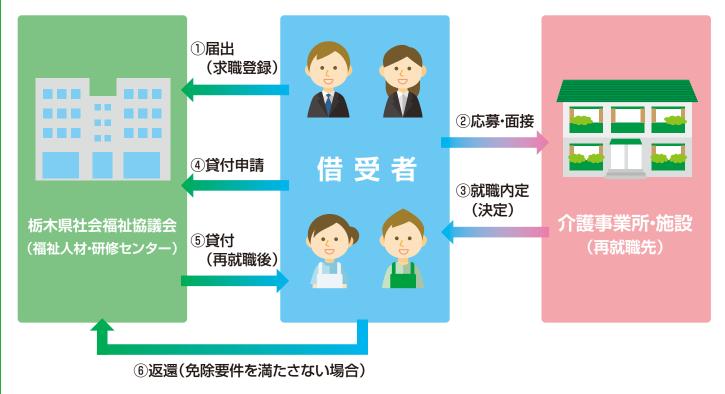
栃木県内で介護職員等として再就職後、引き続き2年間当該業務 に従事したとき ※返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。

対象者

次の①~④の全てに該当する方

- **①栃木県内の施設・事業所に介護職員等※として就労する。**
- ②介護職員等としての実務経験が1年以上ある。
- ③介護福祉士または介護職員実務者研修または介護職員初任者研修(介護職員基礎研修、ヘルパー1級、 2級含む)の修了資格を持っている。
- ①介護職員等として再就労する日までの間に栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに届出 (求職登録)をしている。(届出は申請時でも可)

※介護職員等とは、介護保険サービスを提供する施設・事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等の職種を指します。





介護職員等として再就労する日までに 栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに

「届出書 (兼求職登録票)」と「再就職準備金利用計画書」

を提出してください。

※本会ホームページ(下記URL)からダウンロード可能です。



再就職内定(決定)後、福祉人材・研修センターに貸付申請書等を提出してください。

※STEP 1 については、福祉人材・研修センター窓口または県内ハローワークでの「福祉のお仕事出 張相談(宇都宮を除く各ハローワークで月1~2回実施)」窓口に直接お越しください。 貸付申請書等はその際お渡しします。

制度の詳細、「福祉のお仕事出張相談」の日程等については福祉人材・研修センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

社会福祉法人

栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ3 F

TEL 028-643-3300

URL http://tochigikenshakyo.jp/jinzai/kashitsuke.html

